

補正予算 3,989万円

平成19年6月定例会が6月4日から25日までの日程で開かれた。小城市税条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正、19年度一般会計補正予算3,989万円、企業誘致条例など18議案が提出され、質疑がなされ、原案どおり可決された。また、議員の提案により小城市議会会議規則が改正された。

主な事業

後期高齢者医療事業

(94万円)

平成二十年度より始まる、後期高齢者医療事業について、四庁舎の窓口で対応するためのパソコンネットの工事費。

魅力あるさが園芸 農業確立対策事業

(1,329万円)

消費者が求める、より安全・安心な園芸作物の生産と環境にやさしい農業の推進に向け、有機・特別栽培・エコ農業などの取り組みを拡大し、競争力のある収益性の高い園芸農業の確立をめざす。佐賀県農業を担うプロ農業者を育成するための事業。



▲高設栽培のいちごハウス

「農地・水・環境保 全向上対策」共同活 動支援事業

(532万円)

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため当初予算を計上していたがこの事業に取組む地域が増えたため予算が追加された。



▲地域の美化をめざす川さらえ

市営住宅維持管理

(72万円)

消防法の改正により、各家庭にも火災報知器を設置することが義務づけられた。このため小城市西新町市営住宅で十八年度より整備され、今年度で終了予定。今年度は一器八千円の八十六戸分。建て替え計画のある団地は対象から外れる。



教育相談事業

(327万円)

問題を抱える子どもなどの自立支援事業として小城市の永岡荘（いおか）を活用して、適応指導教室の整備

▶各家庭にも家庭用火災報知器の設置が義務づけられた

や指導員の賃金などにあてられる。

幼・小・中一貫教育の 研究事業

(22万円)



▶芦刈小学校授業風景

「保護者や地域の協力を得て教育問題を解決するコミュニティの形成」をテーマに、芦刈地区において、幼稚園、小学校、中学校の一貫教育を視野に入れ、プロジェクト会議」を組織して、文科省、佐賀県の支援を受けて研究を進める。

小城市税条例の改正

高齢者等住宅のバリアフリー化に対する免税など、地方税法が改正された。この改正に伴い、市長の専決処分で市税条例が改正され、審議の結果、全員の賛成で承認された。

国保税最高限度額を三万円引き上げ

国民健康保険税の最高年税額がこれまで五十三万円だった。これが、法の改正に伴って、三万円引き上げられ、市長の専決処分によって、五十六万円に改正され、審議の結果、賛成多数で承認された。平成十八年度末の小城市の最高限度額世帯は、四百八十四世帯となっている。

市長選の公約ビラ作成が公費負担

公職選挙法の一部改正によって、首長候補が公約集（ローカルマニフェ

スト）を公費で発行できるようにになった。小城市でも市長選の候補者が配布するビラの作成費用を公費で負担する条例改正が提案され、可決された。

小城市企業誘致条例

工場などの新設及び増設に対し、県の特区条例に基づいた取得税・事業税などの免除、また市の固定資産税の課税免除、立地奨励金の交付及び企業立地促進事業費補助金の交付など奨励措置を拡充するため、小城市企業誘致条例の全部を改正した。



▶企業誘致が進む隣の多くの北部工業団地（県発行のパンフより）

小城市建築協定に関する条例



▶建築協定を結んでまちづくりを推進する小城市町付近

住宅地としての環境又は商店街としての利用を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するために土地の所有者及び借地権を有する者が建築協定を締結しようとする場合、建築基準法第六十九条の規定に基づき、建築協定を締結することができる旨を定める必要がある。

小城市公園駐車場の看板を撤去へ

小城市公園東駐車場内にある案内看板は、鉄骨の腐蝕など老朽化が著しく危険な状態であった。小城市の訴えにより、撤去について設置業者との間で今年三月より裁判が行われていたが、佐賀地方裁判所より和解の提案があり、応じることになった。和解内容は撤去費用を小城市六対設置者四の割合で負担するもの。小城市の負担は五万六千七百円となる。



▲老朽化し危険な状態の小城市公園看板

防災行政無線の工事請負契約

平成十八年度より二十二年度にかけて行なう防災行政無線設備工事について、関係業者六社が応札した。そのうち、四社が辞退し、二社による入札で一回目は決まらず、二回目に、六億二千九百八十万円（税抜）で落札した。四ヶ年の総事業費は約八億円。国からの補助金約二億円、地方債約五億円。十九年度より着工し、今年度は親局と牛津町を中心として整備される。



▲デジタル化される防災無線

小城市議会会議規則の変更



▲傍聴者も増えてきた小城市議会

地方自治法の改正及び規則内容の充実を図るため全部を改正した。これにより常任委員会の規定が明確になるとともに、常任委員会にも議案を提出する権限が認められた。